

4川健高事第2092号  
令和5年3月10日

川崎市高齢者福祉施設・介護サービス事業所 管理者 様

川崎市健康福祉局長寿社会部長

高齢者福祉施設等におけるマスク着用の考え方の見直し等について（通知）

日頃より、本市高齢者福祉施策に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、マスク着用に関して、令和5年3月13日以降、「屋内では基本的にマスクの着用を推奨している現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本」とする一方で、「政府は各個人のマスクの着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面などを示し、一定の場合にはマスクの着用を推奨すること。」とされました。

福祉施設・介護サービス事業所宛て、令和5年2月15日付け国事務連絡「マスク着用の考え方の見直し等（特に高齢者施設等における取扱い）について」を周知したところですが、同通知を踏まえて、適切な対応を行うよう改めてお願いいたします。

○マスク着用の考え方

個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とした上で、高齢者等重症化リスクが高い者が多く生活する高齢者施設等の従事者については、勤務中のマスクの着用を推奨することとします。

令和5年2月10日付け国事務連絡によれば、「マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。」とされています。その場合には、丁寧な説明をいただくようお願いいたします。

また、高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時にはマスクの着用が推奨されていることから、高齢者施設等への面会者等へのマスク着用をお願いすることは差支えありませんが、その場合も丁寧な説明をいただくようお願いいたします。

なお、マスク着用の考え方の見直し後であっても、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の基本的な感染対策を徹底いただくようお願いいたします。

（参考）

- ・「マスク着用の考え方の見直し等について（令和5年3月13日以降の取扱い）」  
（令和5年2月10日厚生労働省事務連絡）
- ・「マスク着用の考え方の見直し等（特に高齢者施設等における取扱い）について」  
（令和5年2月15日厚生労働省事務連絡）

【担当】

長寿社会部高齢者事業推進課事業者指導係  
TEL 044-200-2910